

令和 7 年

第 2 回おいらせ町議会定例会

議 案 書

(議会運営委員会発委)

青森県おいらせ町

令和7年 第2回おいらせ町議会定例会議案書 目次

議案番号	件 名	頁
発委第2号	おいらせ町議会傍聴規則の一部を改正する規則について	3
	以下余白	

発委第2号

おいらせ町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

おいらせ町議会傍聴規則の一部を改正する規則を、おいらせ町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和7年6月5日 提出

おいらせ町議会議長 松 林 義 光 様

提出者 おいらせ町議会運営委員長 川 口 弘 治

提案理由

「標準」町村議会傍聴規則の一部改正に伴い、傍聴の定員や手続、傍聴人の守るべき事項について、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町議会傍聴規則の一部を改正する規則

おいらせ町議会傍聴規則（平成18年おいらせ町議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「一般席の」の次に「傍聴人の」を加える。

第4条中「、氏名及び年齢」を「及び氏名」に改める。

第5条第3項中「、氏名及び年齢」を「及び氏名」に改め、同条第5項中「傍聴人が」を「傍聴券の交付を受けた者が傍聴席に」に改め、同条第6項中「傍聴人」を「傍聴券の交付を受けた者」に改める。

第7条第1項第1号中「、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす」を「、刃物、棒その他他人に危害を加える」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第7条第1項中第3号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、第8号を削り、同項第9号中「議事を妨害する」を「会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「傍聴人」を「会議を傍聴しようとする者」に、「前項第1号から第5号まで」を「前項第1号及び第2号」に、「物品」を「物」に改め、同条第4項を削る。

第8条第1号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしない」に改め、第2号を次のように改める。

- (2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第8条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 写真の撮影、録音、録画等（特に議長の許可を得たものを除く。）をし

ないこと。

第8条中第6号及び第7号を削り、同条第8号中「又は議場の妨害」を「会議を妨害し、又は他人の迷惑」に改め、同号を同条第5号とする。

第9条を削る。

第10条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和7年 第2回おいらせ町議会定例会議案書 添付参考資料

No.	内 容	頁
1	発委第2号関係 おいらせ町議会傍聴規則 新旧対照表 (抜粋)	7

発委第2号関係

おいらせ町議会傍聴規則 新旧対照表(抜粋)

改 正 案	現 行
(傍聴人の定員) 第3条 一般席の<u>傍聴人の</u>定員は、33人とする。 (傍聴の手続) 第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所<u>及び氏名</u>を傍聴人受付票に記入しなければならない。 (傍聴券) 第5条 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。 2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所<u>及び氏名</u>を記入しなければならない。 4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。 5 <u>傍聴券の交付を受けた者が傍聴席に</u>入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。 6 <u>傍聴券の交付を受けた者</u>は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。 7 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。 (傍聴席に入ることができない者) 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。	(傍聴人の定員) 第3条 一般席の定員は、33人とする。 (傍聴の手続) 第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、<u>氏名及び年齢</u>を傍聴人受付票に記入しなければならない。 (傍聴券) 第5条 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。 2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、<u>氏名及び年齢</u>を記入しなければならない。 4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。 5 <u>傍聴人が</u>入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。 6 <u>傍聴人</u>は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。 7 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。 (傍聴席に入ることができない者) 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

改 正 案	現 行
(1) 銃器、<u>刃物、棒その他他人に危害を加える</u> おそれのある物を携帯している者 (2) <u>ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在 する者に対する示威的行為のために使用さ れるおそれがあると認められる物を携帯し、 又は着用している者</u> (3) 酒気を帯びていると認められる者 (4) その他<u>会議を妨害し、又は他人に迷惑を 及ぼす</u>ことを疑うに足りる顕著な事情が認 められる者 2 議長は、必要と認めたときは、<u>会議を傍聴しよ うとする者</u>に対し、係員をして、<u>前項第1号及び 第2号</u>に規定する<u>物</u>を携帯しているか否かを質 問させることができる。 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じ ないときは、その者の入場を禁止することができ る。	(1) 銃器、<u>棒、その他他人に危害を加え、又は迷 惑を及ぼす</u>おそれのある物を携帯している 者 (2) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、 のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者</u> (3) <u>鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、 ヘルメットの類を着用し、又は携帯している 者</u> (4) <u>ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、 写真機、映写機の類を携帯している者。ただ し、第9条の規定により、撮影し、又は録音 することにつき議長の許可を得たものを除 く。</u> (5) <u>笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯 している者</u> (6) <u>下駄、木製サンダルの類を履いている者</u> (7) 酒気を帯びていると認められる者 (8) <u>異様な服装をしている者</u> (9) その他<u>議事を妨害する</u>ことを疑うに足り る顕著な事情が認められる者 2 議長は、必要と認めたときは、<u>傍聴人</u>に対し、 係員をして、<u>前項第1号から第5号まで</u>に規定 する<u>物品</u>を携帯しているか否かを質問させるこ とができる。 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じ ないときは、その者の入場を禁止することがで きる。 <u>4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができ ない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限 りでない。</u>

改 正 案	現 行
(傍聴人の守るべき事項) 第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。 (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を<u>表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしない</u>こと。 <u>(2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。</u> <u>(3) 飲食（水又は茶の飲用を除く。）又は喫煙をしないこと。</u> <u>(4) 写真の撮影、録音、録画等（特に議長の許可を得たものを除く。）をしないこと。</u> <u>(5) その他議場の秩序を乱し、<u>会議を妨害し、又は他人の迷惑</u>となるような行為をしないこと。</u> (係員の指示) <u>第9条</u> 傍聴人は、<u>全て</u>係員の指示に従わなければ	(傍聴人の守るべき事項) 第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。 (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を<u>表明しない</u>こと。 <u>(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</u> <u>(3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。</u> <u>(4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u> <u>(5) 飲食（水又は茶の飲用を除く。）又は喫煙をしないこと。</u> <u>(6) みだりに席を離れないこと。</u> <u>(7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。</u> <u>(8) その他議場の秩序を乱し、<u>又は議場の妨害</u>となるような行為をしないこと。</u> <u>(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)</u> <u>第9条</u> 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。 (係員の指示) <u>第10条</u> 傍聴人は、<u>すべて</u>係員の指示に従わな

改 正 案	現 行
ばならない。 (違反に対する処置) 第10条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。	ければならない。 (違反に対する処置) 第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。